

ボランティア活動のてびき

ボランティア ハンドブック



社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会
滋賀県ボランティアセンター

目次

- ☆ボランティア活動をはじめよう・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
 - ◇ボランティア活動とは
 - ◇大切にしたい4つのモットー
 - ◇ボランティア活動の心がまえ
 - ◇よりよいボランティア活動のために
 - ◇ボランティア活動の相談
- ☆いろいろなボランティア活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
 - ◇あつめる
 - ◇ふれあう
 - ◇つくる
 - ◇ていきょう
 - ◇まもる
- ☆災害時のボランティア活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
 - ◇活動にあたって大切なこと
 - ◇災害ボランティアセンターとは
 - ◇災害ボランティア活動のながれ
- ☆NPOって何?・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
 - ◇「NPO」とは
 - ◇「NPO法人」とは
 - ◇NPO法人になることができる団体
 - ◇「特定非営利活動」とは
 - ◇法人化のメリットとデメリット
 - ◇法人設立の申請窓口・方法
 - ◇NPO法人設立までの流れ
 - ◇認定NPO法人制度
- ☆企業・団体の社会貢献活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
- ☆資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
 - ◇ボランティア保険に加入しよう
 - ◇県内社会福祉協議会(ボランティアセンター)一覧
 - ◇県内市民活動センター一覧
 - ◇大学ボランティアセンター一覧
 - ◇ボランティア適正診断テスト
 - ◇しがボランティアネット

ボランティア活動をはじめよう

主役はあなた

いつでも どこでも だれでも

気軽に はじめてみませんか

ボランティア活動とは

「ボランティア」(Volunteer)の語源は、ラテン語の「Voluntas」(意味・意思)に由来すると言われています。また、語幹 vol は、英語の will に対応することから、「喜んで～する」という意味になります。このことから、ボランティア活動者は、「自発的に行動する人」だと言えます。

1995年に発生した「阪神・淡路大震災」では、約140万人とも言われる様々な属性・年代の人がボランティア活動を展開したことから、ボランティア活動への社会的な注目が高まり、同年が「ボランティア元年」と呼ばれるようになり、以降、「ボランティアは特別な人の特別な活動」というイメージから、「いつでも、どこでも、誰でもできる活動」という正しい理解が広まるとともに、様々な社会の課題に関心を持ち、その解決に向けて自主的、自発的に取り組むボランティア活動に共感する人が増えています。

今日の社会には、制度だけでは対応できない様々な課題があり、ボランティアに対する社会の期待も高まっています。

是非、皆さんも身近なところから、自分の特技や経験を活かしたボランティア活動を探し、活動をはじめてみてください。

大切にしたい4つのモットー

自発性・主体性

強制されたり、義務として行うのではなく、自らの意思で活動しよう。

無償性・非営利性

報われることを期待したり、収入を得るための活動でないことを認識しよう。

大切にしたい

4

つのモットー

創造性・先駆性

日々変化する社会の課題に、自由な発想やアイデアを大切にしながら柔軟に活動し、よりよい社会をつくっていきましょう。

社会性・連帯性

活動の成果が広く社会に役立つように多くの人と協力しながら工夫して進めよう。

ボランティア活動の心がまえ

ボランティア活動をするにあたって心がけておきたいことを紹介します。

身近なことから無理のない活動を

私たちの身の回りには、さまざまな課題があります。まず、身近な地域の課題に気づき、小さなことからでも活動をはじめていくことが大切です。できることから、無理をせずはじめてみましょう。

長く継続性をもたせる活動に

ささやかな活動でも継続することで、大きな成果が現れてきます。そのためには、長く無理をしないでできる活動を生活のリズムの中に取り入れることが必要です。また、できないことはきちんと断ることも大切です。

相手の思いに合わせることも大切

よかれと思ってやったことが、相手にとって迷惑になってしまっ
ては何にもなりません。自分のペースだけで行動するのではなく、
相手の思いを確かめてから活動することが必要です。

また、相手ができることまで色々やってしまうより、じっと見守
ることが必要なときもあります。

約束・秘密を守る

どんな小さな活動でも約束・秘密を守ること、責任を果たすこと
が大切です。責任ある活動が相手との信頼関係を確かにし、ボラン
ティア活動を充実させることになります。

個人情報やプライバシーを守る

活動を通じて相手の人間関係を耳にすることや、また個人的な相談を受けることもあります。必要なこと以外は決して他言しないことです。活動で知り得た個人の情報やプライバシーを守ることは、大変重要なことです。

活動にけじめをつける

活動できる内容、時間や場所には限りがあります。この限界を見極め、可能な範囲で目的にあわせてけじめある活動をするのが大切です。

いつも謙虚であることを忘れない

ボランティアは積極性を要求されますが、一方では謙虚さも必要です。「してあげる」のではなく、協力者であり支援者であることを忘れず、絶えず尋ねる姿勢、相手から学ぶ姿勢が必要で、その中から信頼が生まれてきます。

家族や職場の理解を得ながら活動を

家族や職場など、周囲の理解を得ながら活動しましょう。活動を言い訳にして、時間にルーズになるなど、周囲の信頼を裏切ることのないように心がけ、継続した活動ができるよう努力しましょう。

また困ったときなどに相談できる仲間づくりも大切です。

よりよいボランティア活動のために

ボランティア活動をはじめると、活動をより充実させたい、新しい活動に取り組んでみたいなどの思いが湧いてきます。そのためにも「振り返り」と「学び」を大切にしましょう。

活動を振り返る

活動には波もあり、またニーズが変わってくる場合もあります。活動に慣れてくると、自分のペースで行動しがちになり、相手のことを考えなくなってしまうこともあります。自分自身を見直すためにも、自らの活動を振り返り、点検と評価を行い、記録を整理し、次の活動につなげましょう。困ったときには、先輩ボランティアやボランティアコーディネーターなど専門職の方からアドバイスを受けるのもよいでしょう。

活動を知り、学ぶ

ボランティア活動は人や制度を変え、ときには社会や環境さえ変革していく可能性をもっています。社会の問題やボランティア活動の現状を知り、視野を広く持ち、常に新しい情報の収集と理解に努める必要があります。さまざまな場を活用して、学習しましょう。



ボランティア活動の相談

お近くの社会福祉協議会(ボランティアセンター)にご相談ください

県内19市町には、社会福祉を地域の住民の皆さんと考え、だれもが安心して豊かに生活できる福祉のまちづくりをすすめる民間の団体、「社会福祉協議会（社協）」があります。

社協では、地域の様々な福祉課題の解決に向けて、事業、活動に取り組んでいます。その一つとして、ボランティア活動を推進する「ボランティアセンター」では、ボランティアをしたい人と、してほしい人をつなげる事業などを行っています。

- ★ボランティアをお願いしたい
- ★ボランティア活動をしたいけれど、どうすればいいのだろう
- ★ボランティアについてよく知りたい
- ★ボランティアグループを紹介して欲しい
- ★ボランティアの啓発や学習のため、ビデオや車イスなどを借りたい
- ★ボランティア活動に関する講座や研修会に参加したい
- ★ボランティア活動をはじめるので、保険に加入したい など

ボランティアについてのご相談、お問い合わせを受け付けています。お気軽にご相談ください。＜連絡先はP32＞
また、社協の情報誌やホームページもご活用ください。

※情報誌

- ・ボランティア情報チャンネル（滋賀県ボランティアセンターが毎月発行）
- ・市町社会福祉協議会情報誌 他

※ホームページ

- ・しがボランティアネット <http://www.shiga-volunteer.net/>
- ・市町社会福祉協議会ホームページ 他

いろいろなボランティア活動

あつめる

○ペットボトルキャップ収集

回収されたペットボトルキャップは、障害者福祉施設等で分別・洗浄され、プランターなど様々な形で再利用されます。

『滋賀県内循環型』 ペットボトルリサイクル事業

滋賀県内では、主に3つの分野（*）が協力して開発された独自のペットボトルキャップリサイクル活動、地産地消の取り組みがあります。

- ①企業……県内における企業・団体の社会貢献ネットワーク「淡海フィランソロピーネット」（淡海フィランソロピーネットについて詳しくはP29をご覧ください）
- ②福祉……PCR作業所連絡会（ペットボトルキャップリサイクル作業所連絡会）
↑障害者福祉施設、就労支援や生活介護等をおこなっている
- ③大学……公立大学法人 滋賀県立大学 [廃棄物バスターズ]

学校や企業、地域の自治会などの協力により様々な場で集められたペットボトルキャップが作業所によって回収され、それらがステキな季節のお花が植えられたプランターに生まれ変わります。環境保全と障害者の新たな就労につながっていることが特徴です。

○ペットボトルキャップリサイクルの流れ



ペットボトルキャップリサイクル事業
～「HANA-WA プロジェクト」～

PET ボトルキャップ回収事業



PET ボトルキャップ回収



作業所での分別



洗浄・粉砕し成型
リサイクルプラ
ンター完成

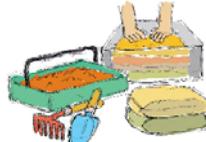


年間契約
月1回の花の手入れ
年4回の花の植え替え
夏はグリーンカーテン

生ごみ堆肥事業



生ごみ
(喫茶店・食品製造等)



作業所で堆肥づくり



生ごみ堆肥

連絡先

◎滋賀県ボランティアセンター（滋賀県社会福祉協議会）

〒525-0072 草津市笠山 7-8-138 県立長寿社会福祉センター内

TEL:077-567-3924 FAX:077-567-5160

◎各市町のボランティアセンター（連絡先は P32）

○使用済み切手収集

使用済み切手は、国内外のコレクターによりお金にか
えられ、この資金がさまざまな活動に利用されます。日
本、海外を問わずどんな切手でもかまいません。

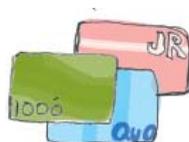


団体名	連絡・送付先	使用目的
誕生日ありがとう 運動本部	〒650-0025 神戸市中央区相生町 4-3-1 神戸ストークビル 805 Tel/Fax 078-360-1257	知的ハンディキャップ 問題の社会啓発
特定非営利活動法人 シャプラニール	〒169-8611 東京都新宿区西早稲田 2-3-1 早稲田奉仕園内 TEL 03-3202-7863 FAX 03-3202-4593	南アジアの貧しい 人々の生活上の問題 解決に向けた活動

団体名	連絡・送付先	使用目的
国際協力 NGO ジョイセフ (公益財団法人)	〒162-0843 東京都新宿区市谷田町 1-10 保健会館新館 TEL 03-3268-5875 FAX 03-3235-9774	途上国の妊産婦と女性 の命と健康を守る ための活動
公益財団法人 日本キリスト教海外 医療協力会	〒530-0013 大阪市北区茶屋町 2-30 大阪聖パウロ協会内 J O C S 関西事務局 TEL 06-6359-7277 FAX 06-6357-7278	海外の保健医療に恵 まれない地域に医療 従事者を派遣し、現 地の草の根の保健医 療の向上に協力
滋賀県ボランティア センター	〒525-0072 草津市笠山 7-8-138 県立長寿社会福祉センター内 TEL 077-567-3924 FAX 077-567-5160	収集ボランティア団 体に送付

○使用済みテレカ・プリペイドカード収集

使用済みテレフォンカードやプリペイドカードなどは業者から国内、国外(おもにヨーロッパ)のコレクターに売られ、その代金がさまざまな場所で使用されます。



団体名	連絡・送付先	使用目的
誕生日ありがとう 運動本部	〒650-0025 神戸市中央区相生町 4-3-1 神戸ストークビル 805 Tel/Fax 078-360-1257	知的ハンディキャップ 問題の社会啓発
特定非営利活動法人 シャプラニール	〒169-8611 東京都新宿区西早稲田 2-3-1 早稲田奉仕園内 TEL 03-3202-7863 FAX 03-3202-4593	南アジアの貧しい 人々の生活上の問題 解決に向けた活動
滋賀県ボランティア センター	〒525-0072 草津市笠山 7-8-138 県立長寿社会福祉センター内 TEL 077-567-3924 FAX 077-567-5160	収集ボランティア団 体に送付

○書き損じ（未使用）ハガキ収集

書き損じ（未使用）ハガキは、ボランティア団体によって郵便局で一枚5円で新しいハガキや切手に交換され、団体の活動費や古衣料など海外に送る送料、また発展途上国の支援などに使われます。

団体名	連絡・送付先	使用目的
公益社団法人 シャンティ国際 ボランティア会	〒160-0015 東京都新宿区大京町 31 慈母会館 2, 3階 TEL 03-6457-4586 FAX 03-5360-1220	新しい切手やハガキに 変えて、海外とのやり とりや資料の送付に 活用。
公益社団法人日本 ユネスコ協会連盟 HP係	〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 1-3-1 朝日生命恵比寿ビル 12階 TEL 03-5424-1121 FAX 03-5424-1126	世界寺子屋運動への 募金として活用。
滋賀県ボランティア センター	〒525-0072 草津市笠山 7-8-138 県立長寿社会福祉センター内 TEL 077-567-3924 FAX 077-567-5160	収集ボランティア団 体に送付

○海外コインの収集

海外から帰ってきたとき、ポケットに残っているコインはアジア、アフリカ、中南米で暮らす災害の後遺症や飢えに苦しんでいる人たちが、発展途上国で暮らす子どもたちの生命と健康を守るために活用することができます。



公益財団法人 日本ユニセフ協会ユニセフ外国コイン係
〒108-8607 東京都港区高輪 4-6-12
TEL 03-5789-2013

○アルミ缶収集

集められたアルミ缶は地域の業者で引取、換金されます。そのお金で車いすや福祉用品を購入し、施設等に贈られます。

アルミ缶リサイクル協会
〒107-0052 東京都港区赤坂2-13-13(アープセンタービル)
TEL 03-3582-9755 FAX 03-3505-1750



ふれあう

○福祉施設ボランティア

県内の福祉施設には、老人福祉施設、心身障害者福祉施設、児童福祉施設などがあります。活動内容は施設によって異なりますが、主な活動は清掃、窓ふき、衣類の整理、草刈り、話し相手、食事やお風呂のお手伝い、レクリエーションなどがあります。



○ふれあいサロンボランティア

ふれあいサロンでは、高齢者や障害者、子育て中の親、乳幼児たちが公民館や集会所に集まり、地域の人たちと話したりゲームをしたり楽しい時間を過ごすための会場作りや準備のお手伝いをします。



○友愛訪問

家にひきこもりがちな一人暮らしの高齢者のお宅を定期的に訪ねて、話し相手になる活動です。相手のプライバシーへの配慮が必要です。地域でのあたたかい人間関係を築くのに大きな役割を果たします。



○配食ボランティア

高齢者にとって、食事作りはたいへんなことです。地域のネットワークを活かし、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯に食事を届けることにより安否確認もできます。また、そこで交わされるボランティアとの会話は高齢者と地域社会との貴重な接点となります。



○送迎ボランティア

高齢者や障害者にとって、外出するにはまだまだ多くの困難があります。移動ができないために家の中に閉じこもりがちな高齢者や障害者も少なくありません。そういった方が外出できるように目的地まで車を使って、送迎する活動です。



○サマーホリデーボランティア

夏休みを利用して、障害のある子どもたちと一緒にさまざまな活動を行います。活動には、料理のお手伝いやプールでのスイミング、また、工作のお手伝いなどがあります。



○傾聴ボランティア

“話を聴く”という受け身的なものという印象がありますが、傾聴は英語では Active Listening と言い、心を傾け、相手を理解しようとする積極的で能動的な行動のことです。その役割は、話を聴くことによって相手の心の負担を軽減することです。聴き手側はアドバイスや忠告をするのではなく、話し手になるべく自分で課題を解決できるように見守ることも大切です。



○生活支援ボランティア

高齢や障害など様々な理由でこれまで日常生活でできていたことが「ちょっとした困りごと」に変わってしまい不安を感じている人がいます。一人暮らしの高齢者や障害のある人が日常のちょっとした困りごとを気軽に相談できてお願いできる相手、それが生活支援ボランティアです。



○難病支援ボランティア

患者家族会が主催するイベントや交流会事業への参加、会報紙の編集作業や製本・発送作業、また難病で学校を休みがちな子どもの学習支援や難病相談・支援センターが主催する講演会、医療相談の運営協力、外出や移動が困難な方の介助やガイドヘルプ（会場案内や誘導）などがあります。



○病院ボランティア

病院で患者が安心して治療を受けることができるように、医師、看護師、病院職員と協力して行われる活動です。活動は、ボランティア自身の健康管理に気をつけ、病院の規則に従って職員の指示のもとに行動します。各病院によって活動の内容はさまざまです。



○動物と人のふれあい活動

獣医師とボランティアが犬、猫、小鳥、うさぎなどの動物とともに福祉施設を訪問してふれあいの場を設け、お年寄り、児童、心身に障害のある方々に、精神的な潤いとリハビリテーションの手助けをします。



○ガイドヘルプ

目の不自由な人にとっては知らない道、慣れない空間での行動は危険がともないます。目の代わりになる人がいれば視覚障害者の行動範囲をひろげることができます。



○パピーワーカー

視覚障害者の行動を拡大するためのサポート役の盲導犬を大切に育てるボランティアです。



○おもちゃ図書館

絵本やおもちゃを通して、障害児の心を豊かに育てようと設置されたものですが、現在は地域の子どもたちも一緒になって遊び、地域の子育ての拠点となっています。



○いのちの電話

孤独と人生の危機に立ち、生きる希望や気力を失いつつある人々に対して、「電話」を通じて、その人が再び勇気をふるって生き抜いていこうとするために適切な援助を行います。電話相談員になるには講習を受けることが必要です。

◇問い合わせ先
NPO法人 滋賀いのちの電話
〒525-8799 草津郵便局留
TEL 077-522-1281
(※相談拠点とは異なります。相談拠点は非公開となっています)



○国際協力

日本におけるNGO（非政府組織）の国際協力活動や、発展途上国の医療、教育、農業など、技術や知識を活かした活動です。

○国際交流

県内にいても外国から来られた方々と交流することができます。



つくる

○点字翻訳

点字翻訳とは、出版物を点字に訳して、視覚障害者に提供するものです。点訳しているものは、新聞や地域の広報誌から小説、専門書、視覚障害者の要望に応じてつくる教科書や実用書までさまざまです。



○拡大写本

視力障害者の人を対象に、市販の図書を手書きで書き写して提供します。これからの高齢者社会ではますます必要とされるボランティアです。



○朗読ボランティア

中途失明した人が、あらたに点字を習得するまでには時間が必要です。そうした視覚障害者のためにテープに本や広報誌などを朗読して吹き込みます。



○手話通訳、要約筆記、字幕制作ボランティア

手話を通して、聴覚障害者とコミュニケーションをとる活動です。手話だけでは、会話に困難を感じる場合がありますので、第三者が話の内容を要約して文字にする要約筆記という方法があります。また、ビデオテープに字幕を入れる字幕制作ボランティアもあります。



○障害者・高齢者の日用品や自働具の考案と作成

障害者や高齢者の日用品などは個人の身体にあったものがあれば、生活に潤いが生まれてきます。身体の自由な方々の明るく楽しい日常生活を支えるために工夫された道具（＝福祉用具）を考えたり、作成する活動です。



ていきょう

○救援物資活動

生活物資、特に衣類については、いらなくなったから送る、不用品を処分するという感覚ではなく、プレゼントを差し上げる、そんな心をこめて協力してください。



団体名	連絡・送付先	受入物資
NPO法人日本救援衣料センター	連絡先 〒541-0052 大阪市中央区安土町1-4-9 TEL 06-6271-4021 FAX 06-6271-4022 物資送付先 〒658-0023 神戸市東灘区深江浜町22-2 TEL 078-441-2641	世界各地の難民や避難民、被災者などを対象に寄付。衣料(小物類、ふとん、靴、雑貨類は除く)。
国際協力 NGO ジョイスセフ (公益財団法人)	〒162-0843 東京都新宿区市谷田町 1-10 保健会館新館 TEL 03-3268-5875 FAX 03-3235-9774	ランドセルや学用品を途上国の保育所や小中学校の子どもたちへ送る。

○募金

小さな子どもからお年寄りまで、多くの人に関わることが出来ます。資金援助することも社会参加の一つです。その他、チャリティーコンサート、チャリティーバザーなどに参加して協力するのもよいでしょう。



募金名	問い合わせ先	目的
赤い羽根共同募金	滋賀県共同募金会 〒520-0044 大津市京町4-3-28 TEL 077-522-4304	老人福祉、障害福祉、児童福祉、母子・父子家庭福祉、ボランティア活動推進、災害見舞金など

ユニセフ募金	公益財団法人 日本ユニセフ協会 〒108-8607 東京都港区高輪4-6-12 TEL 03-5789-2013	開発途上国の子どもの たちの予防接種、教 育の普及
あしなが学生募金	あしなが学生募金事務局 〒102-0093 東京都千代田区平河町1-6-8 TEL 03-3221-7788 FAX 03-3221-7676	交通遺児、災害遺児、 病気遺児救済のあし なが育英会を支援。 4月と10月に学生に よる街頭募金も行っ ている。
ふれあい基金	滋賀県社会福祉協議会 滋賀県ボランティアセンター 〒525-0072 草津市笠山 7-8-138 県立長寿社会福祉センター内 TEL 077-567-3924 FAX 077-567-5160	滋賀県内のボランティ ア活動を支援

まもる

○自然保護・リサイクル

緑の街づくり、自然保護、リサイクルなど身近な環境を整えて
いこうとする活動です。

○文化施設ボランティア

文化施設の活動を通して、地域の文化を守ったり盛り上げたり
します。各施設により活動の内容は様々なので活動を始める前に
確かめましょう。

○観光ボランティア

地域の自然、歴史、文化などの紹介を住民が行う観光ボランティ
アガイドは、地域の方と来訪者との交流、地域の振興、活性化に
大きな役割を果たしています。

淡海観光ボランティアガイド連絡協議会
〒520-8577 滋賀県大津市京町 4-1-1
滋賀県商工観光労働部観光振興課内
TEL 077-528-3741 FAX 077-528-4871

災害時のボランティア活動

地震や風水害等の自然災害が発生した際、今日では、被災地で活動するボランティアは不可欠な存在として認識されるようになってきました。

活動にあたって大切なこと

○共感し寄り添う気持ちで接しましょう！

被災者には、人それぞれの思いがあります。「被災者」という名のもとひとくくりに対応するのではなく、どのような状況でも、相手の気持ちを大切に、尊重する気持ちを持って接する必要があります。

○被災者本意、被災地主体のサポート姿勢が必要！

災害時のボランティア活動は、「被災者が生活を再建」し、「被災地が復興」しようとする「地域の力を支援」することです。このため、活動においては、「～してあげる」ではなく、「被災者・被災地による活動を共に行う」という姿勢が必要です。

○自己完結に努めましょう！

災害時にボランティア活動を行おうとする場合、現地の被災状況とボランティアの募集状況を確認のうえ、現地入りは原則として公共交通機関を利用しましょう。また、活動に必要な携行品の調達や食事、宿泊の確保は、自分で手配（自己負担）することが必要です。

活動に際して準備すべきもの（3日分程度） ※災害の規模、活動内容により異なります。

服装：動きやすい服装（防寒と通気性の良い素材のもの・作業しやすいズボン）着替えの下着、帽子、底の厚い靴、軍手

携行品：マスク、カッパ等の雨具、水筒、ゴミ袋、携帯ラジオ、タオル、保険証写し、地図、筆記用具、活動資金（宿泊費・保険料等）、携帯電話

飲食物：飲料水、食料

生活品：洗面具、救急キット、ティッシュ



滋賀県社会福祉協議会では、「災害ボランティア活動ハンドブック」を発行しています。
（県社協ホームページからダウンロードできます。<http://www.shigashakyo.jp/>）

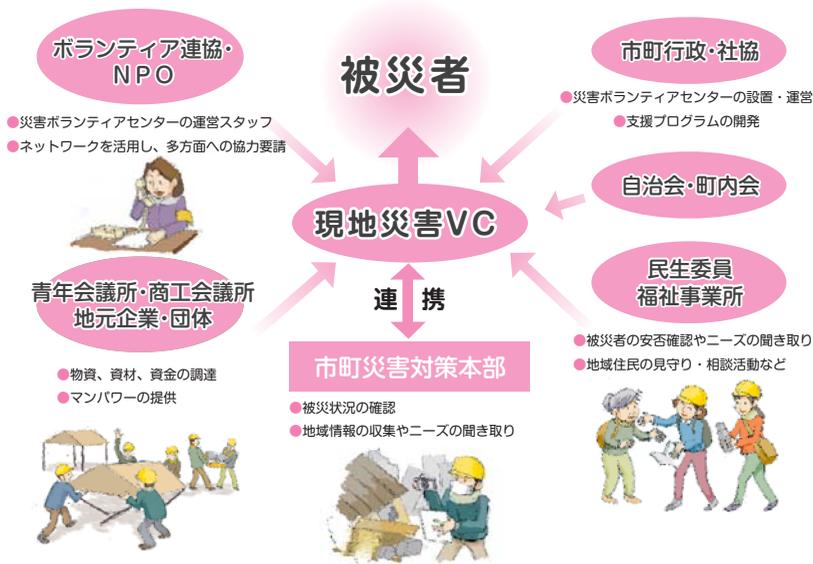
災害ボランティアセンターとは

広域の、あるいは大規模な災害発生時には、被災地に「災害ボランティアセンター」が設置されることが多くなりました。

「災害ボランティアセンター」は市町の地域防災計画に位置づけられ、社協を中心として、様々な関係団体との協働により運営されます。

災害ボランティアセンターの機能

- ボランティアの総合案内、受け入れ、相談
- 被災者からの困りごとの相談
- 被災者の困りごとを地元と協力して把握、集約
- 被災者とボランティア双方の思いの調整
- 支援を受けたい被災者にボランティアを派遣
- 活動に必要な人・物資・資金の調達と管理
- 関係機関や団体との連絡調整
- ボランティア関係情報の収集と発信
- 中長期的な被災者支援と復興に向けたプラン作成



なお、災害発生時には、現地（市町）災害ボランティアの支援や広域調整のための県災害ボランティアセンターが設置・運営されますが、滋賀県においては、平成25年4月より、常設型「滋賀県災害ボランティアセンター」が設置・運営されています。

災害ボランティア活動の流れ

活動に入る前の準備

- 現地情報の確認
- 現地入り以外の活動（義援金など）
- 交通手段の確保（自己負担）
- 服装・携帯品の確認（自己調達）
- 食事・宿泊の確認（自己負担）

現地災害ボランティアセンター

1

現地の
災害ボランティア
センターにて受付
ボランティア活動保険
に加入しましょう

現地災害ボランティアセンター

2

事前オリエン
テーション

被災地の状況、活動の
目的等について説明さ
れます

3

マッチング

活動内容の紹介やグ
ループの編成が行わ
れます

4

活動オリエン
テーション

活動内容や注意事項の説
明があります

現地災害ボランティアセンター

5

活動
資機材の交付

6

現場への移動

グループで移動（徒歩・
自転車・車など）します

7

活動の実施

活動が終わったら

- うがい・資機材の洗浄
- 活動報告
- 帰宅



NPOって何？

「NPO」とは

Non (ノン=非)

Profit (プロフィット=営利・利益)

Organization (オーガニゼーション=組織・団体)

といて、それぞれの頭文字をとって「NPO」と呼ばれています。日本語では民間非営利組織（団体）と訳されています。広い意味では利益を追求しない非営利の団体全般を意味しますが、狭い意味では非営利で社会貢献活動や慈善活動を行う民間の団体のことです。

「NPO法人」とは

NPO団体に対して、特定非営利活動促進法（通称「NPO法」）に基づいて認証を受け、登記を済ませた法人格を有する団体を意味します。団体が法人となれば、法的・社会的な位置づけが明確になり、代表者個人でなく団体として契約ができ、委託の主体となることもできて、対外的な信用はつくりやすくなります。その反面、規則に従った届け出や報告の手間と法人としての税務が生じます。

NPO法人になることができる団体

法人格を取得することができる団体は、「特定非営利活動」（下記参照）を行うことを主たる目的とし、次の要件を満たす団体です。

- ① 営利を目的としないこと。
- ② 正会員（社員）の入会に関して、不当な条件を付けないこと。
- ③ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること。
- ④ 宗教活動や政治活動を主目的としないこと。
- ⑤ 一定数以上の正会員を有すること。 等

「特定非営利活動」とは

次にあげる20分野に該当する活動で、不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいいます。

【20分野】

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ①保健・医療・福祉 | ⑪国際協力 |
| ②社会教育の推進 | ⑫男女共同参画社会 |
| ③まちづくりの推進 | ⑬子どもの健全育成 |
| ④観光の振興 | ⑭情報化社会 |
| ⑤農山漁村及び中山間地域の振興 | ⑮科学技術 |
| ⑥学術・文化・スポーツ | ⑯経済活動の活性化 |
| ⑦環境の保全 | ⑰職業能力開発・雇用 |
| ⑧災害救援活動 | ⑱消費者保護 |
| ⑨地域安全活動 | ⑲他のNPO団体支援 |
| ⑩人権擁護・平和 | ⑳都道府県・政令市の条例で定める活動 |

法人化のメリットとデメリット

○メリット

- 団体で財産の所有ができます。
- 事業委託等の契約がしやすくなります。
- 個人よりも信用が作りやすくなります。
- 介護保険制度において、都道府県の指定を受ければ、介護保険事業者になることができます。
- 助成金や補助金を受ける場合にも信用となります。

○デメリット

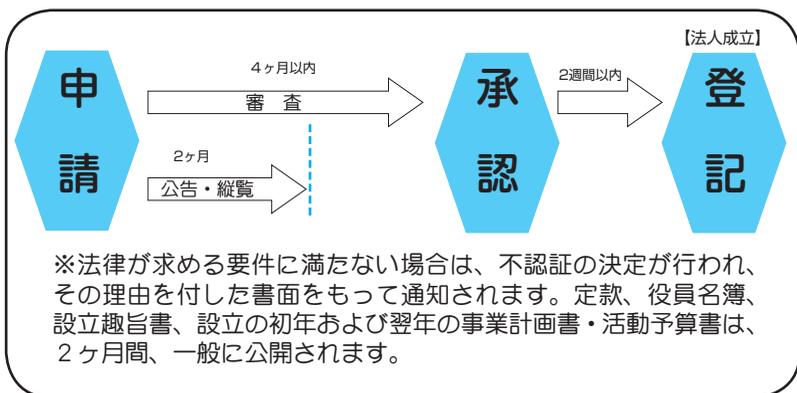
- 原則として、住民税（均等割分だけで年7万円）が課税されます。（申請により減免される場合もあります。）
- 収益事業には、利益に対して法人税が課税されます。
- 毎年の会計や事業報告を所轄庁に提出して、一般に公開しなければなりません。
- 解散時、残余財産が戻ってきません。

法人設立の申請窓口・方法

一つの都道府県（又は指定都市、市町村）内のみには事務所を有する場合は、その都道府県が、二つ以上の都道府県に事務所を有する場合は、主たる事務所のある都道府県（又は指定都市、市町村）が申請の窓口となります。

定款等の11種類の定められた書類を揃えて申請し、要件さえ満たしていれば、提出し受理されてから2ヶ月から4ヶ月の期間内に、法人格が取得できます。法人化には、基本的に費用はかかりません。基金、資本金なども不要です。

NPO法人設立までの流れ



認定NPO法人制度

認定NPO法人制度とは、NPO法人のうち、一定の要件を満たし、組織運営や事業活動が適正で公益の増進に資すると認められた法人を認定NPO法人として認定する制度です。また、新たに仮認定制度も導入されました。概要は以下の通りです。

	認定NPO法人	仮認定NPO法人
要件	1. パブリック・サポート・テスト(PST)(※1)が一定の基準以上であること 2. 事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満であること 3. 運営組織および経理が適切であること 4. 事業活動の内容が適切であること 5. 情報公開を適切に行っていること 6. 各事業年度において事業報告書等と所轄庁に提出していること 7. 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと 8. 設立の日から1年を超える期間が経過していること	左記の要件のうち1以上の要件を満たすこと
有効期間	5年間（更新あり）	3年間（更新なし）
申請可能な法人	すべてのNPO法人 (ただし、設立後1年を超える期間を経過)	設立後5年以内のNPO法人（※2）
メリット	1. 寄附者に対する税制優遇 (1) 個人が寄附した場合の寄附金控除 (2) 法人が寄附した場合の法人税の損金算入限度額の拡大 (3) 相続人が寄附した場合の非課税 2. 認定	左記のメリットのうち、1(3)、2は適用なし

(※1) NPO法人が広く一般から支持されているかどうか（寄付を受けているかどうか）の基準で、以下の3つの要件のいずれかを満たすもの。

- ①相対値基準 実績判定期間中の、収入金額に占める寄附金額の割合が20%以上であること
- ②絶対値基準 実績判定期間中の、3,000円以上の寄附者が年平均100人以上であること
- ③自治体による条例個別指定を受けていること

(※2) 法施行後3年間は設立後5年を経過している法人も対象

このほか、認定NPO法人・仮認定NPO法人には、認定にかかる書類等の作成、情報開示及び所轄庁への書類の提出の義務付けや、所轄庁による監督が規定されています。

問い合わせ先

滋賀県県民活動生活課 県民活動促進担当

〒520-8577 大津市京町4-1-1 TEL 077-528-3411 FAX 077-528-4840

淡海ネットワークセンター

〒520-0801 大津市におの浜1-1-20 TEL 077-524-8440 FAX 077-524-8442

特定非営利活動法人 しがNPOセンター

〒523-0893 近江八幡市桜宮町207-3 K&Sビル3F TEL/FAX 0748-34-3033

企業・団体の社会貢献活動

いま、企業をとりまく環境は

「社会の公器」として、CSR(Corporate Social Responsibility: 企業の社会的責任) の実践が重要になってきています。

つまり、企業がその価値を高め、持続可能な発展を遂げるためには、単に経済的価値のみをめざすのではなく、企業活動に関連したステークホルダー(利害関係者:株主、顧客、従業員、地域社会、地球環境 etc)との良好な関係を考慮しつつ、「経済的」「社会的」「環境的」の三側面(トリプルボトムライン) のバランスがとれた経営が大切な時代になってきていると考えます。

これからの企業は、社会の目に「わが社」がどのように映っているか映りたいかということを決えず意識することが必要になってきます。そして、企業の社会参加、社員の社会参加を通じて自社の価値観をアピールすることが求められているのです。

企業にとって、当面の課題としては

1. コーポレートシチズンシップ、すなわち企業の社会貢献、社会参加の意識を確立すること
2. 地球の環境・資源問題まで配慮した製品作り、サービスの提供
3. 従業員の生きがいを創造すること

が急務となっています。この三つの課題は、それぞれ別個に存在するのではなく、相互に経営課題として影響し合い問題解決を迫られます。



社会貢献活動の対象分野と活動例

○社会福祉

社会福祉と一口で言っても、高齢者、障害者、児童など幅広い支援分野があります。国や地方自治体がいろいろな施策を講じていますが、施策には手薄な分野もあります。企業としては、このように手薄な分野を充実させたり、行政の施策にさらに上乗せして、福祉の厚みを増すことも有意義な活動です。

○健康・医学

ガン、心臓病など多くの研究財団に企業は寄付をしています。また、骨髄移植財団や腎バンクへの寄付やエイズキャンペーンなどに協力する企業も増えつつあります。

国境なき医師団や病院への支援など、海外での活動に対する寄付も積極的に行われています。

○スポーツ

スポーツ振興資金財団や各種競技団体への寄付やテニスコート、グラウンドなどの施設を地域に開放するなど、いろいろな方法があります。スポーツ活動支援は、地域に密着して行いやすい面があり、地域社会との連帯を考える際に有意義な対象分野となります。

○地域社会の活動

事業所のある地域のふれあい夏まつりなどのイベントに協賛金を出したり、社員を世話係として派遣したり、また、企業自身も出展をするなど、様々な形で参加しています。また、良き企業市民となることをテーマとして、スポーツ少年団の育成なども行っています。

○環境保全

自然環境・地球環境全体の保全で、本業で培った技術・ノウハウを生かしながら企業が活動に参加していくことが期待されています。

また、資金支援やボランティア団体と連携して海浜や河川のクリーン・アップを行うなど、多彩な活動が展開されています。

○国際交流・協力

最近は、来日する外国人も増え、彼らをいかに快く受け入れられる社会にするかが一つの課題になっています。企業としても、留学生に奨学金を支給したり、工場見学に招待したり、宿泊施設を提供するなどの活動が増えつつあります。また、発展途上国の生活インフラ整備支援、教育、技術訓練などにも協力しています。

○災害支援

本業で扱っている飲料水、食料、毛布などを大量に送ったり、社員の救援ボランティア活動への参加、社員に奨学金を呼びかけるなどの支援活動が行われています。また、金融機関が義援金の振込み手数料を無料にしたり、運送会社が救援物資を無料で転送するなど、本業の強みを生かした協力がされています。

○教育

奨学金を中心として、企業は教育の支援をずっと続けてきました。経済的に困っている学生に対する支援はさることながら、今日では、海外からの技術研修生の受入れや、美術・音楽などの才能のある学生を支援するなど、幅広い支援が行われています。

○芸術・文化

著名な芸術家や芸術団体のみでなく、若手芸術家の育成、マイナーな芸能の支援なども行われています。また、聴衆など、芸術・文化の受け手の育成を意識して行われる企画もあります。さらに、地域のオーケストラに練習場を提供したり、発表の場所(ホール、美術館など)を提供したりしています。

企業等のネットワーク

個々の企業・団体が社会貢献活動をしていくことも大事ですが、複数の企業・団体がネットワークを作っていくことも活動の広がりや深まりにとって必要です。

淡海フィランソロピーネットは、県内に事業所を置く企業や団体が、社会貢献活動について、話し合ったり、学び合ったり、また、情報交換や交流を通じて、活動を推進していく組織です。都道府県レベルでは全国最初の社会貢献活動に関する企業などのネットワークとして、平成8年に設立されました。

問い合わせ先

淡海フィランソロピーネット事務局（滋賀県社会福祉協議会内）

〒525-0072 草津市笠山 7-8-138

TEL 077-567-3924 FAX 077-567-5160

http://www.shigashakyo.jp/oumi_p_net/



資 料

- ◇ボランティア保険・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- ◇県内社会福祉協議会(ボランティアセンター)一覧・・・・・・ 32
- ◇県内市民活動センター(中間支援センター)一覧・・・・・・ 33
- ◇大学ボランティアセンター一覧・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- ◇ボランティア適正診断テスト・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- ◇しがボランティアネット・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

ボランティア保険に加入しよう

ボランティア活動中は事故やケガのないように十分気をつけましょう。万が一、ボランティア活動中にケガをしたり、させたり、物を壊したりしてしまった時のための保険として「ボランティア活動保険」・「ボランティア行事用保険」などがあります。

これらの保険の加入手続きは、社会福祉協議会で行っています。保険の内容や加入手続きの方法、保険料などについてはお気軽に最寄りの社会福祉協議会(P 32)にお問い合わせください。

○どんな保険があるの？(代表的なものをご紹介します)

1. ボランティア活動保険

ボランティア個人がそれぞれでご加入いただけます。ボランティアがボランティア活動中の急激・偶然・外来の事故によりケガをした場合(傷害事故)やボランティアがボランティア活動中の偶然な事故により、他人の身体または財物を損壊させたことにより法律上の賠償責任を負った場合(賠償事故)に保険金をお支払いします。

2. ボランティア行事保険

ボランティア行事を主催する団体及び個人がご加入いただけます。行事ごとに保険をかけていただき、行事参加者の傷害、賠償事故を補償します。行事保険は、ボランティアをする人だけでなく、ボランティアを受ける人も補償の対象となりますので、広い範囲での補償を必要な場合にお勧めいたします。

滋賀県内の社会福祉協議会(ボランティアセンター)一覧

名称	〒	所在地	電話番号 FAX番号
大津市社会福祉協議会	520-8530	大津市浜大津4丁目1-1 明日都浜大津内	077-525-9316
			077-521-0207
彦根市社会福祉協議会	522-0041	彦根市平田町670 彦根市福祉保健センター内	0749-22-2821
			0749-22-2841
長浜市社会福祉協議会	526-0244	長浜市高田町12-34 長浜市社会福祉センター内	0749-62-1804
			0749-64-2240
近江八幡市社会福祉協議会	523-0082	近江八幡市土田町1313 近江八幡市総合福祉センターひまわり館内	0748-32-1781
			0748-36-6910
草津市社会福祉協議会	525-0041	草津市青地町1086	077-562-0084
			077-566-0377
守山市社会福祉協議会	524-0013	守山市下之郷3丁目2-5 守山市福祉保健センター内	077-583-2923
			077-582-1615
栗東市社会福祉協議会	520-3015	栗東市安養寺190 栗東市総合福祉保健センター内	077-554-6105
			077-554-6106
甲賀市社会福祉協議会 (あいごうか市民活動ボランティアセンター)	520-3301	甲賀市甲南町寺庄960 甲賀市市民福祉活動センター内	0748-86-6173
			0748-86-7226
野洲市社会福祉協議会	520-2413	野洲市吉地1127 中主ふれあいセンター内	077-589-4683
			077-589-5783
湖南市社会福祉協議会	520-3234	湖南市中央一丁目1番地 湖南市社会福祉センター内	0748-72-1523
			0748-72-1523
高島市社会福祉協議会	520-1121	高島市勝野215	0740-36-8220
			0740-36-8221
東近江市社会福祉協議会	527-0016	東近江市今崎町21-1 東近江市福祉センター内	0748-20-0555
			0748-20-0535
米原市社会福祉協議会 (ボランティアセンター三島荘)	521-0221	米原市池下428	0749-55-3933
			0749-55-3933
日野町社会福祉協議会	529-1602	日野町河原一丁目1番 日野町勤労福祉会館内	0748-52-1219
			0748-52-2009
竜王町社会福祉協議会	520-2552	竜王町小口4-1	0748-58-1475
			0748-58-3739
愛荘町社会福祉協議会	529-1313	愛荘町市731 福祉センター愛の郷内	0749-42-7170
			0749-42-7178

豊郷町社会福祉協議会	529-1161	豊郷町四十九院 1252	0749-35-8060
			0749-35-5234
甲良町社会福祉協議会	522-0244	甲良町在士 357-1 甲良町保健福祉センター内2F	0749-38-4667
			0749-38-4668
多賀町社会福祉協議会	522-0341	多賀町大字多賀 221-1 多賀町総合福祉保健センターふれあいの里内	0749-48-8127
			0749-48-8140
滋賀県社会福祉協議会	525-0072	草津市笠山7丁目 8-138 県立長寿社会福祉センター内	077-567-3924
			077-567-5160

滋賀県内の市民活動センター等 一覧

名称	〒	所在地	電話番号 FAX番号
淡海ネットワークセンター (公益財団法人 淡海文化振興財団)	520-0801	大津市におの浜 1-1-20 ピアザ淡海2階	077-524-8440
			077-524-8442
大津市市民活動センター	520-0047	大津市浜大津 4-1-1 明日都浜大津内	077-527-8661
			077-527-8662
ひこね市民活動センター	522-0061	彦根市金亀町 7-5	0749-24-4461
			0749-47-5402
湖北市民活動お手伝いサロン たまる一ぶ	526-0828	長浜市加田町 2445	0749-62-4611
			0749-62-4617
近江八幡市中間支援センター	523-0864	近江八幡市仲屋町元 1	080-4398-5570
			0748-33-5697
しが NPO センター	523-0893	近江八幡市桜宮町 207-3 K & Sビル3 F	0748-34-3033
			0748-34-3033
NPO 法人ひとまち政策研究所	523-0893	近江八幡市桜宮町 207-3	0748-33-5576
			0748-33-5576
草津市コミュニティ 支援センター	525-0037	草津市西大路町 10-12	077-563-0932
草津市立まちづくりセンター	525-0037	草津市西大路町 9-6	077-562-9240
			077-562-9340
守山市民交流センター	524-0022	守山市守山 2-16-45	077-583-2975
			077-583-4654
あいこうか市民活動 ボランティアセンター	520-3301	甲賀市甲南町寺庄 960	0748-86-6173
			0748-86-7226
野洲市市民活動支援センター	520-2315	野洲市辻町 410	077-518-0556
			077-518-0557

さわやか情報縁	525-0033	草津市東草津 1-1-15 NPO 子どもネットワークセンター 天気村内	077-564-7868
			077-564-7918
たかしま市民協働 交流センター	520-1622	高島市今津町中沼 1-4-1 今津東コミュニティセンター内	0740-20-5758
			0740-20-5757
NPO法人 e ネットびわ湖高島	520-1121	高島市勝野 3003	050-3736-8944
			050-3730-4827
マキノまちづくり ネットワークセンター	520-1813	高島市マキノ町高木浜 1-14-2 マキノ自然休養村管理センター内	0740-28-8002
			0740-20-0740
NPO まちづくりネット東近江	527-0023	東近江市八日市緑町 10-5 東近江市役所 緑の分権改革課内	0748-24-5571
			0748-20-0855

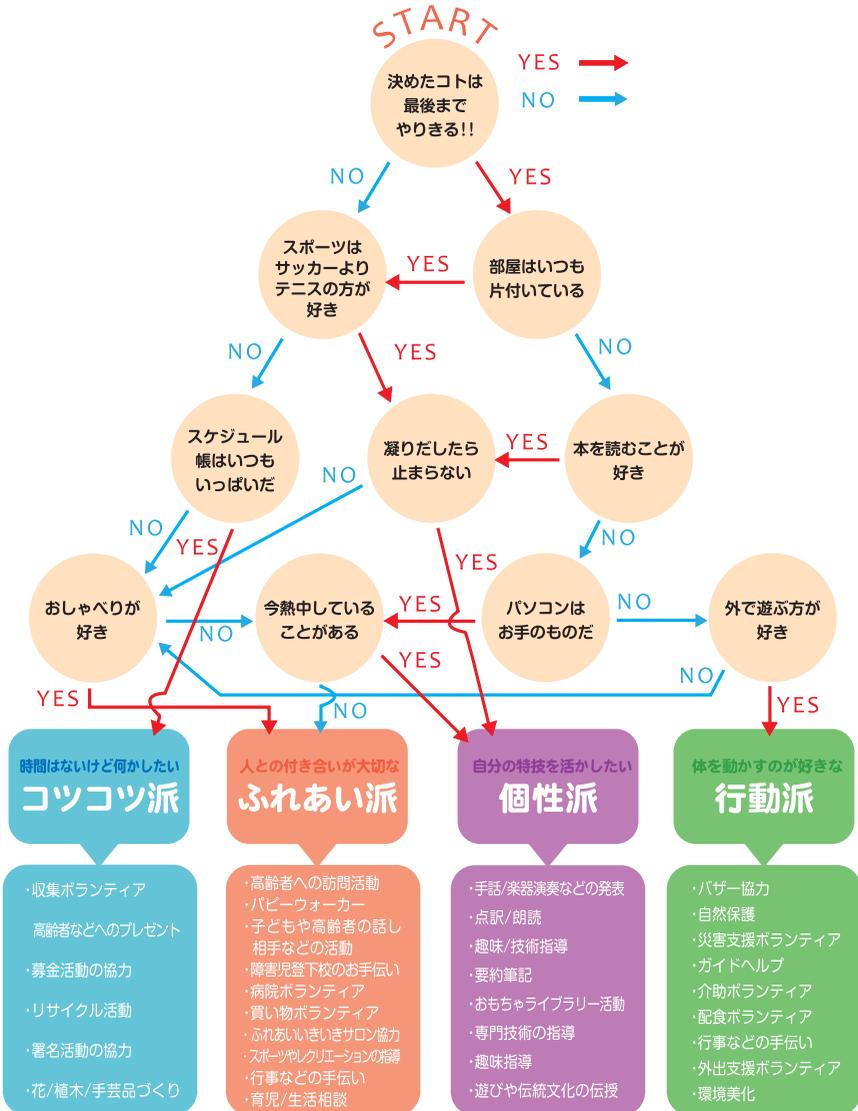
大学ボランティアセンター

龍谷大学ボランティア・NPO 活動センター	520-2194	大津市瀬田大江町横谷 1 番 5	077-544-7252
			077-544-7261
立命館大学ボランティアセン ター BKC	525-8577	草津市野路東 1-1-1 セントラルアーク2階	077-561-5910
			077-561-5912

ボランティア適正診断テスト

あなたに合ったボランティア活動は！？

何かボランティア活動を試みようとお考えの皆さん。
あなたにピッタリな活動探しの参考にしてみてください。



参考：「ボランティア活動を始めよう」京都市社会福祉協議会 発行

http://www.shiga-volunteer.net



しが ボランティアネット 滋賀県ボランティア 地域活動情報サイト

グループ・団体検索 イベント・研修・講座検索 ボランティア募集検索 サイト内検索

グループ・団体 登録申込み

グループ・団体ログイン

ログインID

パスワード

ログイン

パスワードを忘れたとき

やってみたいこと 知りたいこと

- ボランティアってなに？
- ボランティア Q&A
- ボランティア活動いろいろ
- 講演などの記録
- ボランティアライブラリー (ビデオ・冊子などの貸出し)
- 助成金
- ボランティア保険

毎月発行情報誌 ボランティア情報チャンネル

ボランティア情報チャンネルへの情報提供フォーム

青少年向けボランティア受入施設・団体紹介ガイドブック

「東日本大震災についての滋賀県災害ボランティア活動連絡会」からのお知らせ
このたびの被害にあわれたみなさま方に心よりお見舞い申し上げます。
ボランティア、支援物資、義援金・基金等に関する情報等は滋賀県社会福祉協議会のホームページに掲載しておりますのでそちらをご覧ください。
[○滋賀県社会福祉協議会ホームページ](#)

きづき きっかけ きずな

「一歩踏み出して」生きがいがつくり

登録グループ・団体検索

イベント・研修・講座検索

ボランティア募集検索

ボランティア活動紹介

手話サークル ほのぼの

「いつも笑顔。みんなが笑顔。」がモットー
『手話サークル ほのぼの』

過去の状況

県内のボランティア・市民活動の様々な発信・交換するホームページです。ボランティアグループ・市民活動団体の活動や講座等の紹介。ボランティア募集の情報などを掲載しているほか、登録団体・グループ同志の情報交換の機能もあります。

また、最新の情報満載のメールマガジンを登録された方に配信しています。

全国180万人加入!!

ボランティア活動保険

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

Aプランは
死亡1,200万円
入院6,500円、通院4,000円
賠償責任5億円(限度額)
を補償

活動場所と自宅
との往復途上の
事故も補償

ボランティア活動
のための
学習会・会議など
での事故も補償

ボランティア自身の
食中毒・熱中症・
特定感染症もOK



	基本タイプ	天災タイプ
年間 保険料	Aプラン 300円 Bプラン 450円	460円 690円

◇天災タイプは基本タイプ+地震・噴火・津波を補償

※各プランの補償金額、補償内容
などの詳細は、専用のパンフレット
をご用意しておりますので、最寄
りの社協にお問い合わせください。

ボランティア行事用保険

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

- 行事参加者(主催者(個人)を含みます。)全員のケガを補償(往復途上も含みます。)
- 行事主催者の損害賠償責任も補償



福祉サービス総合補償

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

- 在宅福祉サービス (公的介護保険対象外サービスを含みます。)
- 障害福祉サービス
- 児童福祉サービス
- 障害者地域生活支援事業 など

送迎サービス補償

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

- 送迎・移送サービス利用者を特定したAプラン
- 送迎・移送サービスのための自動車を特定したBプラン

お申込み、お問合せは、あなたの地域の社会福祉協議会へ

社会福祉法人
全国社会福祉協議会

団体契約者

この保険は、全国社会福祉協議会が保険会社と一緒に契約を行う団体契約です。

取扱代理店 ▶ **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03 (3581) 4667 FAX: 03 (3581) 4763
受付時間: 平日の9:30~17:30 (12/29~1/3を除きます。)

(引受幹事保険会社) **日本興亜損害保険株式会社**
TEL: 03 (3231) 7545

<http://www.shiga-volunteer.net/>



ボランティアハンドブック

— ボランティア活動のてびき —

発行年月 平成25年3月
発行所 社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会
滋賀県ボランティアセンター
〒525-0072 滋賀県草津市笠山7丁目8番138号
滋賀県立長寿社会福祉センター内
TEL 077-567-3924 FAX 077-567-5160

H.25.3/3,000